

日本赤十字社 セーフティープログラム補償制度

1. 補償の内容

この保険では《①普通傷害保険（行事参加者の傷害危険補償特約・往復途上傷害危険補償特約）＋②賠償責任保険（施設所有者管理者特約条項）》、以下の場合に保険金が支払われます。

- ① 日本赤十字社各支部が主催（共催）する各種講習、日本赤十字社防災教育事業の参加者が参加中に生じた急激・偶然・外来の事故により被ったケガ

※各種講習とは・・・救急法・水上安全法・雪上安全法・幼児安全法等の講習及び健康生活支援講習

（一般普及講習のほか指導員養成講習及び短期講習を含む）

WEB講習における事故も補償の対象とします。（リアルタイムの講習のみ）

- ② 同講習及び防災教育事業へ参加中に参加者の行為に起因して生じた第三者の身体の障害、財物の損壊に関する損害賠償責任 等

2. 補償対象期間

各種講習及び防災教育事業開催中、会場と自宅との往復途上

（最短経路による場合のみ、傷害保険の対象となります。）

3. 保険金額および保険料（掛金） 保険期間1年

補償内容	保険金額
(1)傷害保険	
死亡	310万円
後遺障害	310万円 (障害の程度によって12.4万円～310万円をお支払)
手術	入院中の手術:入院保険金日額の10倍 外来の手術 :入院保険金日額の5倍
入院(日額)	6,100円
通院(日額)	5,900円
(2)賠償責任保険	
対人・対物共通1事故	3,000万円 (1事故につき自己負担額 対人・対物各1,000円)
保険料(1名1受講につき)	100円

4. 保険金をお支払いできない主な場合

（傷害事故）補償対象者や保険金を受け取るべきものの故意または重大な過失による事故、補償対象者の疾病・脳疾患又は心神喪失による事故 等

（賠償事故）自動車の所有・使用・管理に起因する事故 等

5. 事故に遭われたら・・・

支部担当者又は各種責任者から「事故証明書」をお受け取りください。

また、事故相談及び保険金支払い等につきましては、下記までご連絡ください。

（傷害事故、賠償事故）

損害保険ジャパン株式会社 本店企業保険金サービス部 団体保険金サービス第一課

〒164-8608 東京都中野区中野4-10-2 中野セントラルパークサウス5階

電話：03-5913-3955 （受付時間：9時～17時／土曜・日曜祝日を除きます）

（注）事故発生から30日以内にご連絡がない場合には、保険金が支払われないことがありますので、ご注意ください。

この用紙は概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店（ ㈱日赤振興会：電話03-3437-7519）又は引受保険会社（損保ジャパン：電話03-3349-5113）にお問い合わせください。